

○保育園の入園選考基準について

Q 1歳児がおり夫婦共働きだが、区立保育園の不可利用通知が届いた。現在は無認可保育園に通園しており、両祖父母共に県外で、世帯収入も高くないため、入園できると思っていた。点数で公平に判断していると思うが、送り迎えのため6時間勤務の場合、到底満点にはならない。いつになったら入園できるのか。

また、認証保育所に通園している場合は調整指数2、認可外（無認可保育園）は調整指数3というのは負担に合っていない。認証保育所は助成が受けられ、認可保育園と変わらない料金となるのに、認可外保育園は倍の料金となる。やむを得ず認可外保育園へ通園しなくてはならないのに、なぜ助成が受けられないのか。

A 平成27年度4月保育園入園一次選考において、保育園の受け入れ可能数より多くの申請をいただいたことから、ご希望に添えない結果となり申し訳ございません。区の認可保育所は、児童福祉法および子ども・子育て支援法に則り、利用調整の判断基準として条例・規則に基づき「品川区保育所等利用調整事務取扱要領」を定め、申込者数が入園予定数を上回った場合、「保育を必要とする程度」を客観的に指数という形で点数化し、点数の高い方から入園内定者を決定しています。これは、保育園入所を必要とする世帯の実情は千差万別であり、個々のケースを全て同じ条件に画一化して、審査を実施することは実態上不可能なことから、社会通念上合理的と解釈される範囲で基準を定めているところです。

また、認証保育所と認可外保育施設等では負担が違うとのご意見については、本来認証保育所も認可外保育施設のため、調整指数3点の加点となりますが、区が助成金事業を行っていることで、より家庭での負担が軽減されていることから、調整指数を2点の加点として、審査基準上で区別させていただいています。認証保育所に入所しているご家庭に対してのみ助成を行っていることについては、認証保育所は認可保育園の基準に準じた東京都独自の基準を設定することで、適切な保育水準を確保している施設であり、設置認証を行う都と実施主体の区が共に指導にあたっています。

こうした一定の基準を持って運営されている施設であることに加え、事業内容として3歳未満児定員を総定員の半数以上設定することを定めた施設であることから、認可保育園の待機児童が最も多い0歳児から2歳児までの受入れを補完する施設の役割を果たしていると捉え、認証保育所入所を対象として保護者助成を行っているものです。

(子ども未来部保育課)